

五洋建設株式会社 第 5 回無担保社債に対して CBI 気候変動債発行後検証業務を実施

JCR は、五洋建設株式会社の第 5 回無担保社債に対して、CBI 気候変動債発行後検証業務を実施いたしましたのでご連絡いたします。

* 気候変動債に関する発行後検証報告書の概要は次ページ以降をご参照ください。

発行後検証報告書 五洋建設株式会社が発行した第5回無担保社債

限定的保証の結論

2021年11月5日付で作成された本報告書に記載の通り、JCRは、あらかじめ定めた限定的保証手続きに則り、発行後検証を行った。

その結果、JCRが入手した情報の範囲において、五洋建設株式会社によって発行された第5回無担保社債が、気候債基準 v3.0におけるプロジェクトの特定、プロジェクトの適格性基準、手取金の管理、およびレポーティングの要件を満たしていないと信ずるに足る点はなかった。

検証作業の概要

作業の範囲

五洋建設株式会社(五洋建設)は、2020年10月14日に第5回無担保社債(本社債)を発行した。本社債により調達された資金は、SEP型起重機船の建設資金(「適格グリーン・プロジェクト」)に充当する。

五洋建設は、第5回無担保社債(以下、「グリーンボンド」という)について、限定された保証を付して発行後検証を行うよう、CBIの認定検証機関であるJCRに委託した。

JCRは2021年10月6日から2021年11月5日までこの保証業務に従事した。

独立性と品質管理

JCRは、独立性を維持し、本検証報告書の適格性をコントロールするために、行動規範を定めている。

基準

JCRが参照したCBIのセクター基準を含む気候債基準 v3.0(基準)は、以下の通りである。

- ・ 海洋再生可能エネルギーセクター基準を含む気候債基準 v3.0('CBS')

五洋建設の責任

五洋建設は、基準に従って対象事項の収集、作成および提示に責任を持ち、本件ボンドをサポートするように設計された適切な記録および内部統制を維持する責任を負う。

JCRの責任

JCRは、五洋建設が作成し、提供した情報および文書をレビューして、発行したグリーンボンドがCBIの要件

に整合しているかどうかを評価する責任を負う。

- 資金使途(充当状況)の CBS への適合
- 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性の CBS への適合
- 資金管理の妥当性および透明性の CBS への適合
- レポーティング体制の CBS への適合

JCR では、以下の検証手続きを実施している。

- 発行体に対し、JCR が発行後検証作業を行う際に必要とする、信頼に足る情報を提供するよう要請する。
- 発行体から提供された文書およびグリーンボンドと CBS との整合性の評価。
- グリーンボンドによって調達された資金の使途に関連する発行体の担当者ならびに発行体のサステナビリティ戦略を企画する担当者へのインタビュー。
- 五洋建設株式会社から提供された CBS に関するエビデンスの評価。
- 検証報告書および結論を決定するための内部委員会。
- 限定保証報告書の提供。

当該限定保証手続は、独立監査について関連する一般原則、専門的基準、ならびに「過去財務情報の監査またはレビュー以外の保証業務に関する国際規格(ISA 3000)」に準拠している。

債券の基本情報

1. 発行体の正式名称	五洋建設株式会社
2. 債券の名称	第5回無担保社債（グリーンボンド）
3. 債券の識別子（あれば）	ISIN: JP330900ALA3
4. 検証機関の名称	株式会社 日本格付研究所
5. 発行後検証期間	2021年10月6日～11月5日

検証結果の概要

1. 気候変動債基準が要求する4つの要素に対する本債券の適合性

a 資金使途(充当状況)のCBSとの適合性

適格基準	対象資産	適格資産
海洋再生可能エネルギー (洋上風力)	洋上風力施設を建設するための設備	洋上風力発電インフラ建設専用の資産、本件の場合、SEP船

本債券の資金使途は、SEP型多目的起重機船（SEP船）の建造資金に全額が充当される予定である。これまで予定された時期に複数回の資金充当が行われている。新型コロナウイルスの感染拡大による材料輸送の遅れや人手不足による影響を受けているものの、2022年9月のSEP船の当初完成予定時期に変更がないことを確認している。また、本社債により調達した資金は完成時期である2022年9月までに全額が充当される予定である。また、本社債の発行額100億円のうち、本評価時点までに66.75億円が充当済みである。

調達資金の充当状況について（2020年10月～2021年9月）

（単位：百万円）

年月	項目	調達金額	充当金額	未充当残高
2020年10月15日	第5回債発行	10,000		10,000
2020年10月15日	リファイナンス分充当		4,470	5,530
2020年11月10日	SEP船建造代金支払		25	5,505
2020年11月30日	SEP船建造代金支払		2,180	3,325

b 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性のCBSへの適合

JCRでは2020年の初回検証時点において、資金使途の選定基準およびそのプロセスについて妥当であると評価している。今回の発行後検証報告書の作成にあたり、JCRでは五洋建設に確認を行い、初回検証時点からの変化はないことを確認した。

c 資金管理の妥当性および透明性のCBSへの適合

JCRでは資金管理について、2020年の初回検証時点において妥当と評価している。発行後検証報告書の作成にあたり、本社債の資金使途となっているSEP船の建造資金に充当されていることを、JCRでは資金充当に関する証憑から確認しており、資金管理の妥当性および透明性について適切である

と評価している。

d レポーティング体制の CBS への適合

1) 資金の充当状況に係るレポーティング

本社債により調達した資金は、「a. 資金使途(充当状況)のCBSとの適合性」に記載の通り、SEP船の建造代金として複数回の資金充当が行われている。また、上記の資金の充当状況について五洋建設のウェブサイトで開示する予定である。

JCRは、資金の充当状況について投資家等に対して開示予定であること、またその開示内容について、適切であることを確認した。

2) 環境改善効果に係るレポーティング

五洋建設では、環境改善効果のレポーティングとして、以下の2項目を開示する予定である。

- ① SEP 型多目的起重機船の竣工
- ② SEP 船により施工された洋上風力発電設備の設置基数実績

JCRでは、上記レポーティングについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示されると評価している。

2. 検証の結論

限定的保証の結論

2021年11月5日付で作成された本報告書に記載の通り、JCRIは、あらかじめ定めた限定的保証手続きに則り、発行後検証を行った。

その結果、JCRが入手した情報の範囲において、五洋建設株式会社によって発行された第5回無担保社債が、気候債基準v3.0におけるプロジェクトの特定、プロジェクトの適格性基準、手取金の管理、およびレポーティングの要件を満たしていないと信ずるに足る点はなかった。

検証報告書の配布及び使用の制限

気候債認証のための検証報告書は、五洋建設および CBI 審議会の利用を目的としている。本文書は、五洋建設、CBI および JCR によって公表されることがある。CBI と JCR は、五洋建設の同意を得て報告書を公表することに合意する。

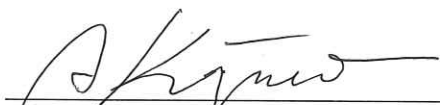
保証レベルに係るステートメント

限定された保証業務とは、調査を行い、分析、適切なテスト、および否定形による結論を提供するための根拠として有意義なレベルの保証を取得するのに十分な他の証拠収集手順を適用することで構成され、妥当なレベルの保証を提供するために必要な証拠のすべてを提供するものではない。実行される手順は、故意または過失が原因であるかどうかにかかわらず、特定の活動データの重大な虚偽表示のリスクを含む保証実務者の判断に依存する。

手続の性質と範囲を決定するにあたり、経営陣の内部統制の有効性を検討したが、このレビューは内部統制の保証を提供することを意図したものではない。JCR は、JCR の得た証拠が、結論の根拠を提供するのに十分かつ適切であると考えている。

検証者の署名

【監督者名】

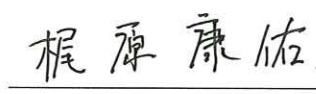

梶原 敦子

[担当アナリスト名]

[担当アナリスト名]


サステナブル・ファイナンス評価本部 評価部

チーフ・サステナブル・ファイナンス・アナリスト
梶原 敦子


サステナブル・ファイナンス評価本部 評価部

シニア・サステナブル・ファイナンス・アナリスト
梶原 康佑

2021年12月3日

日本格付研究所

銀座5-15-8 時事通信ビル、
日本国104-0061東京都中央区
電話+81 3 3544 7013、FAX。+81 3 3544 7026

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。

付属書 1: 事実関係の報告

付属書 2: 詳細な事実認定（要請がある場合）

- (1) 検証業務においてレビューされた指名プロジェクトおよび資産の完全な詳細リスト
- (2) 検証チームが、各気候債基準要件に対する債券の適合性を確認するために実施するテスト手順の一覧表。

付属書 1

五洋建設株式会社 第 5 回無担保社債の 事実関係に関する発行後報告書

認定検証機関名:

株式会社日本格付研究所

当該報告書の対象となる発行体

五洋建設株式会社

完了した作業の範囲

五洋建設株式会社は、本社債を発行し、その調達資金を SEP 型多目的起重機船の建造(「適格グリーン・プロジェクト」)の資金調達または借り換えに充当した。

五洋建設株式会社は、2020 年 10 月 14 日に発行した第 5 回無担保社債(以下、「債券」)の限定された保証を付して発行後の検証を行うために、CBI の認定検証機関である JCR に委託した。

JCR は 2021 年 10 月 6 日から 2021 年 11 月 5 日までこの保証業務に従事した。

独立性と品質管理

JCR は、第三者性を維持し、本検証報告書の適格性を管理するための諸規則を有する。

評価手法の仕様を含む、契約条件に従った作業の詳細

5. 資金使途		
気候変動債基準の要件	結果	要件充足
5.1. 債券の正味手取り金は、対象プロジェクトと資産に充当されるべきである。	債券発行により調達した資金は、対象プロジェクトである SEP 型多目的起重機船に計画通り充当しており、2022 年 9 月に全額が充当完了する予定である。	「充足」
5.2. すべての対象プロジェクト及び資産は、Clause 6.1.1.に示された債券について文書化された目的を満たし、気候変動債基準 Part C の要件に適合しているべきである。	発行体は、グリーンボンドフレームワークを策定し、その中で左記事項について適切に文書化した。 確認資料: 付属書 2	「充足」
5.3. 発行体は債券発行から 24 か月以内に対象プロジェクト及び資産に資金を充当するか、対象プロジェクト及び資産への資金充当計画を発行後報告書に Clause8.3 における発行後レポーティングとして開示するべきである。資金使途は債券が償還期限を迎えるか残高が残っている限り、その他の対象プロジェクト及び資産に再充当してもよい。	発行体は、2020 年 10 月に発行した第 5 回無担保社債について、発行から 24 か月以内の 2022 年 9 月末までに資金充当を終える予定である。現在の発行体の資金充当状況は、発行額 100 億円のうち、約 67%にあたる 66.75 億円を充当済みである。また、資金充当状況は毎年、資金充当が完了するまで、発行体のウェブサイトを開示予定であるほか、JCR による評価レポートで開示予定である。	「充足」
5.4. 対象プロジェクト及び資産は、以下の事項が発行体によって示されない限り、他の認証付気候変動債（借入金、その他債務性商品、グリーンボンド、グリーンローンまたはその他のラベルの付いた金融商品（ソーシャルボンド、SDGs ボンド等）に充当してはならない。	対象プロジェクトおよび資産は、他の認証付き気候変動債やその他のラベルの付いた金融商品によってファイナンスが行われていない。	「充足」
5.4.1. 対象プロジェクト及び資産の大半が異なる認証付気候変動債（借入金、その他債務性商品）、グリーンボンド、グリーンローンまたはその他のラベルの付いた金融商品（ソーシャルボンド、SDGs ボンド等）によって資金調達されている、または、		

5.4.2. 既存の認証付気候変動債(借入金、その他債務性商品、グリーンボンド、グリーンローンまたはその他のラベルの付いた金融商品(ソーシャルボンド、SDGs ボンド等)が新たに認証付気候変動債(借入金、その他債務性商品)によってリファイナンスされる		
5.5. 本社債の正味手取り金がりファイナンスに使用される場合、発行体は新規投資とリファイナンスの割合及びどのプロジェクトがりファイナンス対象であるかを追跡管理すべきである。リファイナンスについては、ルックバック期間も設定すべきである。	調達資金の新規投資及びリファイナンスの割合は、55.3 億円対 44.7 億円である。なお、リファイナンスに関するルックバック期間は、過去 1 年間である。	「充足」
5.6. 債券の正味手取り金は Clause 3.1.の規定に従って、正式な内部プロセスによって追跡管理されるべきである。	管理方法については、グリーンボンドフレームワークによって文書化されているほか、検証機関である JCR に対して開示されている。 確認資料: 付属書 2	「充足」
5.7. 債券の正味手取り金は、対象プロジェクト及び資産の総投資額または債務残高あるいは、発行体によって保有または融資されている対象プロジェクト及び資産の時価総額に対する適切な割合を越えてはならない。	SEP(自己昇降式作業台)型多目的起重機船の事業総額は 185 億円(うち五洋建設持分 120 億円)であり、発行額 100 億円を上回っている。	「充足」
5.8. 対象プロジェクト及び資産の追加、差し替え、補充は、気候変動基準 Part C で適格と認められる場合で、Clause 6.1.1 に定める目的と適合している場合には、対象プロジェクト及び資産ポートフォリオに含めてもよい。	対象プロジェクトの追加・差し替え・補充は行われていない。	「充足」
5.8.1. 追加された対象プロジェクト及び資産が発行前検証または発行後検証のスコープに含まれてい		

なかったセクター基準に属するものである場合、発行体は検証機関に追加分の対象プロジェクト及び資産が関連するセクター基準及び気候変動基準 Part C に適合している旨の検証レポートを提供してもらうよう、働きかけるべきである。		
--	--	--

6.プロジェクト及び資産の評価選定プロセス		
気候変動債基準の要件	結果	要件充足
6.1 発行体は、対象プロジェクト及び資産が引き続きグリーン適格であることを決定する意思決定プロセスを文書化し保存すべきである。当該文書には以下を含めるべきである。 6.1.1. 債券の気候関連の目的に係るステートメント 6.1.2. 債券の気候関連の目的が、環境の字置く可能性に関連した目的、戦略、方針、プロセスの文脈においてどのような位置づけか。 6.1.3. 債券の発行理由 6.1.4. 対象プロジェクト及び資産が、気候変動債基準 Part C の適格要件に合致しているかを決定するプロセス 6.1.5. Clause 2.2 に記載されたその他の情報	発行体は、グリーンボンドフレームワークを策定し、その中で左記事項について適切に文書化した。 確認資料: 付属書 2	「充足」

7. 資金管理		
気候変動債基準の要件	結果	要件充足
7.1 本件社債の正味手取金は、サブアカウントに貸方記入され、サブポートフォリオに移動されるか、あるいは発行体により適切な方法で識別され文書化されるものとする。	発行代わり金は、専用の帳簿を用意し、その中で適切に管理が行われている。 確認資料: 付属書 2	「充足」
7.2 発行体は Clause 3.1.3 に定められた対象プロジェクト及び資産に対する債権の正味手取り金の充当について、専用のプロセスを維持・管理すること。	対象プロジェクト及び資産に対する資金充当のプロセスが適切に構築・運用されている。 確認資料: 付属書 2	「充足」
7.3. 債券残高が残っている場合、調達した資金の残高は、適格投資または貸付実行に見合う量だけ減額されるものとする。そのような投資または指定プロジェクトおよび資産への貸付実行が行われるまでは、未充当の残高は次のとおりとする。 7.3.1. 財務機能の範囲内で、現金または現金同等物である一時的な投資商品に保有されていること。 7.3.2. 低炭素で気候変動に強い経済の実現と矛盾するような、温室効果ガス集約型プロジェクトを含まない一時的な投資商品で保有されること。 7.3.3. 投資または指定プロジェクトおよび資産の実行のために引き直される前に、一時的に回転性のある債務を減少させるために適用される	未充当資金は現金または現金同等物によって管理されている。 確認資料: 付属書 2	「充足」

8. レポーティング体制		
気候変動債基準の要件	結果	要件充足
8.1. 発行体は少なくとも年に1回債券の残高がある間は更新レポートを準備すべきである。	発行体は年次でのレポートを準備している。 確認資料: 付属書2	「充足」
8.1.2. 更新レポートは債券保有者及びCBIの役員会に提供すべきである。		
8.1.3. 発行体は重大な進展があった場合には適時に債券保有者に更新レポートを提供しなければならない。		

その他報告すべき事項

なし

事業体/事業体の責任

五洋建設は、基準に従って対象事項の収集、準備および提示に責任を持ち、本件ボンドをサポートするように設計された適切な記録および内部統制を維持する責任を負います。

検証者の責務

JCR は、五洋建設が提供し、作成した情報および文書をレビューして、グリーンボンドの CBI 要件との整合性を評価する責任を負う。

- ・ 対象プロジェクトおよび資産要件の選定への適合
- ・ 内部プロセス&統制要求事項への適合性
- ・ 報告要件への適合性

JCR では、以下の検証手続きを実施している。

- 事業体に JCR に検証のための適格かつ信頼できる情報を提供するように要請する。
- 「ボンド」と「気候ボンド」の基準との整合性および事業体から提供された関連文書の評価。
- 本債券によって資金調達される適格グリーン支出に関連する本事業体の関連スタッフおよび管理者、ならびに本事業の持続可能性戦略を立案する担当者へのインタビュー。
- 気候債基準 3.0 に対する五洋建設から提供された証拠の評価。
- 保証報告書および結論を決定するための内部委員会。
- 限定保証報告書の提供。

限定保証手続は、独立監査の関連する一般原則および専門的基準に準拠し、歴史的財務情報の監査またはレビュー以外の保証業務に関する国際規格 (ISAE 3000) に準拠している。

事実調査報告書の配布・利用の制限

気候ボンド認証に関する事実関係の調査結果の報告書は、五洋建設および気候ボンド基準審議会の利用を目的としたものであり、付随して提供されるすべての文書を含んでいる。本文書は、五洋建設、CBI および JCR によって公表されることがある。CBI と JCR は、五洋建設の同意を得て報告書を公表することに合意する。

留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル